# 建設キャリアアップシステム (CCUS)登録申請代行について

2024. 11. 22 行政書士事務所オフィス・マサミ 佐藤 正己

### 目次

- 0. 自己紹介
- I. CCUSの目的、概要
- 2. 登録申請代理・代行業務の法的根拠等
- 3. 登録行政書士について
- 4. 申請方法・登録の種類
- 5. 代行業務の進め方
- 6. インターネット申請概要
- 7. 市場規模等
- 8. 他システムとの連携

### 0. 自己紹介

- ●事務所名:行政書士事務所オフィス・マサミ
- ●氏名:佐藤 正己(サトウ マサミ)
- ●登録年月日:平成31年4月2日
- ●得意分野
  - >電子申請全般
  - ➤ITコンサルティング(ネットワーク、インフラ、クラウド等)
  - ▶情報セキュリティコンサルティング (ISMS、Pマーク等)
- 苦手分野
  - > 手書きの申請書

### I. CCUSの目的、概要-I

出典 https://ccus.jp

- 〇「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を<u>業界</u> 横断的に登録・蓄積する仕組み
- 〇システムの活用により技能者が<u>能力や経験に応じた処遇を受けられる環境を整備</u>し、将来にわたって建設業の担い手を確保
- 〇システムの構築に向け官民(参加団体:日建連、全建、建専連、全建総連等)で検討を進め、<u>平成31年1月</u> 以降システムを利用できる現場を限った「限定運用」を開始し、限定運用で蓄積した知見を踏まえ、 平成31年度より「本運用」を開始予定
- ○運用開始初年度で100万人の技能者の登録、5年で全ての技能者(330万人)の登録を目標

#### <建設キャリアアップシステムの概要>

【技能者情報】

本人情報

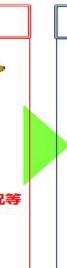
·保有資格

#### ①技能者情報等の登録



#### 【事業者情報】

- ·商号
- ·所在地
- ·建設業許可情報 等 ·社会保険加入状況等
- 【現場情報】
- ·現場名
- ・工事の内容 等







技能者の処遇改善が図られる環境を整備

※システム運営主体 (一財) 建設業振興基金

### I. CCUSの目的、概要-2

出典 https://ccus.jp

#### 技能者の処遇改善

- ○経験や技能に応じた処遇の実現
  - ・システムに蓄積される就業履歴や保有資格を活用し、<u>技能者</u> をレベル分けする能力評価基準を検討 (レベルに応じてキャリアアップカードを色分け)
  - ・技能者の能力評価と連動した<u>専門工事企業の施工能力等の見える化</u>も進め、良い職人を育て、雇用する専門工事企業が選ばれる環境を整備



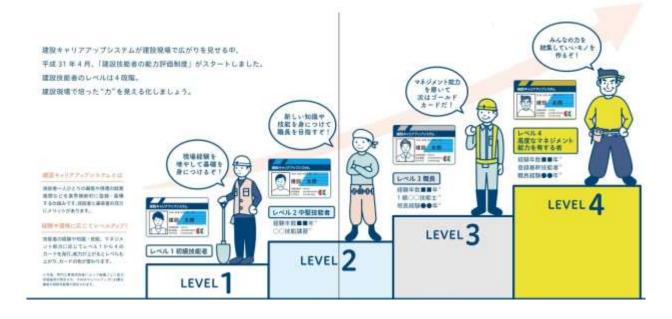
#### <処遇改善の環境整備>



経験や資格に応じてレベル1から カードの色で、取引先や顧客等 レベル4のカードを発行 に技能レベルをPR

### 【現場で働く人は....】

- ・ 仕事の記録を自動的に貯められる
- ・ 自分の実力を証明できる!
- ・ 待遇アップに結びつく!



### I.CCUSの目的、概要-3

出典 https://ccus.jp

#### 現場管理の効率化

- ○社会保険加入状況等の確認の効率化
  - ・現場に入場する技能者ひ とりひとりについて、 会保険の加入状況等の確 認が効率化

事業者名	技能者名	就業 日数	社会保険 加入	
〇〇建設	000男	11	0	
〇〇建設	建設太郎	10	0	
××工務所	0007	20	0	1 6
××工務所	口口次郎	20	0	No

- ○書類作成の簡素化・合理化
  - ・施工体制台帳や作業員名簿の 作成の手間やミスを削減

作業員名簿	(イメージ)	)

氏名	100.00	生年月日	現住所
OO O男	型枠工	〇年〇月〇日	00県00市 ~~~
建設 太郎	型約工	△年△月△日	△△県△△市 ~~~
00 07	鉄筋工	0年0月0日	ロロ原口口市
次部	足場とびエ	■年■月■日	■■県■■市

※赤枠部分にシステムに蓄積された情報が反映される

キャリアアップ

- ○建退共関係事務の効率化
  - ・技能者に証紙を交付する際の事務作業が軽減 (現在は手作業で 必要書面を作成している)
  - ※建退共において、システムに蓄積された就業履歴を用いて、証紙請求書類(共通)を作成するソフトを開発し、提供予定
  - ※また、建退共において、証紙に替えて電子的に就労実績を把握する方式 の導入について検討が進められている

### 【事業者は....】

- ・技術料の高い会社だと客観的に示せる!
- ・若手やまじめな技能者の確保につながる!
- ・現場の事務作業が簡単になる!

### I. CCUSの目的、概要-4

出典 https://ccus.jp



U P デジタル化によるメリット:利便性向上·業務の効率化



### 技能者のメリット

### 建退共の掛金が貯まる 送输金额企会朝(320円/1.3%) 10年で約90万、 20年で約200万、 45年で約500万 貯まる

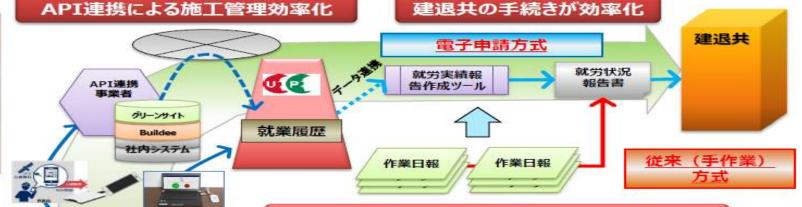


・令和4~5年度までにCCUS登録と 安全衛生資格等の資格証の携行 義務を一体化 (マイナポータルとの連携)





### 事業者のメリット





社保加入証明書類: 資格証·健康診断結果表 の提出が不要

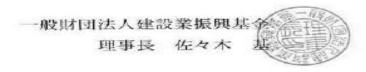
_	The same property of	-
	Fig. Santage	125
	Property Co., Co., March	19



作業員名簿·安全書類がCCUSから出せる

基キ第 30-3 号 平成 30 年 3 月 11 日

日本行政書士連合会 会長 遠田 和夫 殿



建設キャリアアップシステムの普及促進に係る協力について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本財団が運営主体として今年度から利用者の登録受付を開始した建設キャリアアップシステムは、その活用により技能者が能力や経験に応じた処遇を受けられる環境を整備し、将来にわたって建設業の担い手を確保することを目的とし、今後 5 年間で建設業に関わる全技能者、全事業者の登録を目標として掲げております。

つきましては、事実証明に関する書類の作成及び官公署に提出する書類の提出申請代理 を業として行える国家資格者である行政書士が、建設キャリアアップシステムの登録手続 きを、事業者、技能者等から委任を受けて、代理人として申請することは、登録上何ら問 題ありません。ただし、申請を担当した行政書士の氏名等を記入する欄は、現状ではあり ませんが、書面申請は次回の改定時に設定する予定です。(インターネット申請は時期未定) よって、今後のシステムの円滑な運営のためにも建設技能者と建設事業者の登録促進に、 貴会並びに貴会に所属する全国の各都道府県行政書士会にご協力賜りますよう、宜しくお 願い申し上げます。 建設業振興基金からの協 力依頼あり

各単位会長 様

日行連発第 1491 号 平成 31 年 3 月 11 日

日本行政書士会連合会 会長 遠田 和夫 許認可業務部 部長 矢野 浩司 日行連から単位会へ協力 依頼あり

建設キャリアアップシステムへの情報登録業務について (周知)

本年4月より本格運用が開始される建設キャリアアップシステムでは、運用 開始5年後にすべての技能者登録を行うことを目標とされています。

許認可業務部では、この普及拡大においては、行政書士の活用が必要であるとの認識の元、各所への働きかけを行っておりましたが、今般、一般財団法人建設 業振興基金より、行政書士がシステムへ登録する際の留意点についてのご案内 を受けました。

各単位会におかれましては、会員への周知につき御協力くださるようお願い いたします。

【添付】建設キャリアアップシステムの普及促進に係る協力について ※本資料は、会員サイトに掲載するほか、建設業振興基金の HP にも掲載される予定です。

### UP

#### **)行政書士が依頼を受けて行う建設キャリアアップシステム情報登録申請について**

1. 行政書士の方が技能者等の依頼を受けて行う建設キャリアアップシステムへの情報登録

行政書士の方が技能者及び事業者(以下「依頼人」)の依頼を受けて建設キャリアアップシステムに情報登録する作業については、本システムが定義する代行申請を行っていただく必要はなく、行政書士として通常行っている業務と同様に業務を行っていただくものと認識しております。本システムが定義する代行申請は「技能者が所属する事業者等(所属事業者、元請事業者、上位下請事業者)が技能者本人に代わって情報登録する場合」の措置として設定したものであり、行政書士が行う業務に関与するために設定したものではありません。

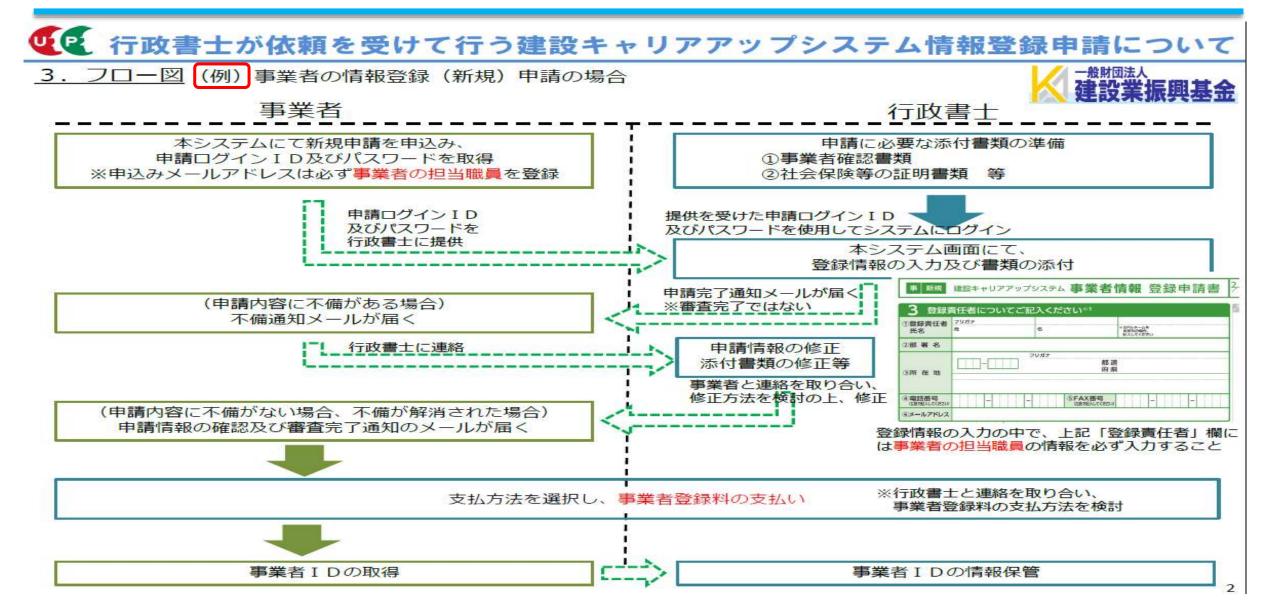
このため、<u>行政書士の方については、事業者登録をしていただく必要はなく、通常の行政書士としての業務の中で依</u>頼人から依頼を受けて情報登録をしていただくことになります。

- ※建設キャリアアップシステムは、建設技能者の処遇改善を目的として構築しているものであり、また、登録される個人情報は共同利用(個人情報保護法第23条第5項第3号)することとしており、その範囲を建設現場に関係する建設会社等の関係者に限定しているため<u>行政書士の方の事業者登録はできません</u>。
- 2. 行政書士の方が建設キャリアアップシステムに情報登録するにあたっての留意点

行政書士の方が依頼人から依頼を受けて本システムに情報登録する際には、以下の点にご留意ください。

- ・インターネット申請による情報登録にあたっては、「申請ログインID」及び「パスワード」が必要になりますが、 その取得は依頼人が直接行う必要があります。このため、<u>依頼人が取得した「申請ログインID」及び「パスワー</u> <u>ド上を依頼人から提供いただき情報登録</u>を行っていただく必要があります。
- ・事業者が依頼人の場合、情報登録の項目に「<u>3 登録責任者」</u>がありますが、本項目には事業者の担当職員の情報を 記入してください(<u>行政書士の方の情報を記入しないでください</u>)。
- ・申請内容に不備があった場合、その旨、依頼人にメール通知がありますので、行政書士の方は、情報登録申請後は 依頼人と情報共有を図っていただき、申請内容の修正等を行い、再度申請を行っていただく必要があります。
- 情報登録にあたり、当方より依頼人からの委任状の添付を求めていないため、申請におきましては委任状を添付いただけないこととなっております。
- →今後、行政書十の方々がより円滑に業務を行っていただけるような方策について検討して参ります。





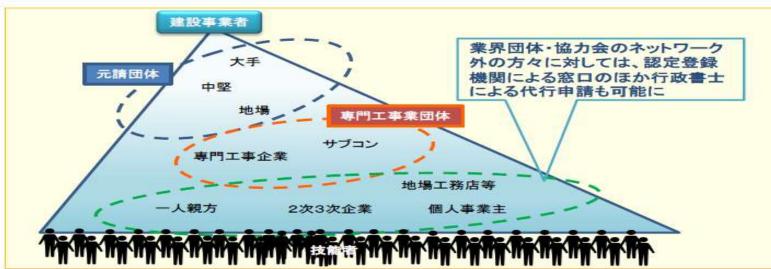
### 3. 登録行政書士について一日

出典 https://ccus.jp



#### 1. CCUS登録行政書士の育成・活用

- 地方部におけるCCUS普及促進には、業界団体・元請協力会等のネットワークに属さない小規模事業者の登録が急務。なお、小規模事業者は自ら登録が困難な場合も少なくない。
- ・ このため、小規模事業者とも接点を有する行政書士による代行申請を開始(2022年2月)。
- CCUSの実務習得のためのオンライン講習を実施し、これを受講した者を「CCUS登録行政書士」として CCUSホームページにおいて公表、ユーザーの登録申請をサポートする選択肢を拡大。
- CCUS登録行政書士が常に最新の情報を保持できるよう、定期的に情報発信(CCUSインフォメーションとして月2~3回程度)し、知識のブラシュアップを実施。既に29回配信。



 -	-
-	-

- 行政書士の事業者ID取得者数 1,509人(2023年8月末)
- ➤ CCUS登録行政書士数 934人(2023年8月末)

北海道	55	滋賀県	7
青森県	7	京都府	11
岩手県	7	大阪府	81
宮城県	25	兵庫県	46
秋田県	5	奈良県	7
山形県	6	和歌山県	3
福島県	19	鳥取県	6
茨城県	21	島根県	4
栃木県	17	岡山県	12
群馬県	14	広島県	24
埼玉県	52	山口県	12
千葉県	51	徳島県	5
東京都	106	香川県	5
神奈川県	41	愛媛県	7
新潟県	9	高知県	5
富山県	5	福岡県	52
石川県	5	佐賀県	6
福井県	3	長崎県	9
山梨県	7	熊本県	14
長野県	13	大分県	9
岐阜県	12	宮崎県	-7
静岡県	37	鹿児島県	12
愛知県	46	沖縄県	15
三重県	13	合計	934

### 3. 登録行政書士について-2

出典 https://ccus.jp



#### で 2. 行政書士によるCCUSの登録・申請

行政書士は、2022年2月よりCCUS事業者登録を行えば代行申請が可能となった。 (事業者登録を必要としない代理登録も可能)

※CCUSへの登録・申請

区分	申請区分	<b>山≋</b> ≠	申請者 申請方法	新規申請		変更申請		現場、施工
<u></u>	中前区分	中胡石	中胡刀丛	事業者	技能者	事業者	技能者	体制登録
本人による申請	本人申請	本人	インターネット	0	0	0	0	0
	認定登録機関申請	認定登録機関	申請書(紙)	0	0	5		
本人以外による申請 代行申請(注1)	/4· 《二中 章 / 12· / 12	元請事業者 上位下請事業者等		0	0	0	0	
	代打甲請(注1)	登録行政書士	インターネット	0	0	0	0	
	その他(注2) (代理登録)	その他		Δ	Δ	Δ	Δ	Δ

O: CCUS上の機能で申請、登録

Δ: CCUS上の機能ではなく、本人に代わり申請、登録

注1 代行申請… 所属事業者や上位下請業者等などの事業者IDを持っている事業者が、CCUSの代行申請画面より、 本人に代わり登録申請をおこなう。

注2 代理登録… 事業者IDを持っていない者が、CCUSの登録画面より、本人に代わって必要なデータを入力する。

### 3. 登録行政書士について-3

出典 https://ccus.jp

♥₹ 4. 行政書士による代理登録フロー 行政書士のメールアドレスを使用する方法

※事業者の新規登録(インターネット申請)の場合

事業者

✓ 依頼人と行政書士との委任契約の締結 個人情報保護方針および利用規約の依頼人への説明

行政書十

申請に必要な添付書類の準備

- ①事業者確認書類
- ②社会保険等の証明書類 等

必要な添付書類の確認

本システムにて新規申請を申込み、 申請ログイン用 I D及びパスワードを取得 ※申込みメールアドレスは行政書士のメールアドレスを登録

新しいパスワードを設定してログインし、本システム画面にて、 登録情報の入力及び書類の添付して申請



「登録責任者」欄には行政書士のメールアドレスを入力、 メールアドレス以外は事業者の担当職員の情報を入力

メール「システム登録料金額のご案内」により支払方法を選択し、事業者登録料の支払い

※あらかじめ 事業者登録料の支払方 法を選定しておく

#### 事業者IDの取得、保管

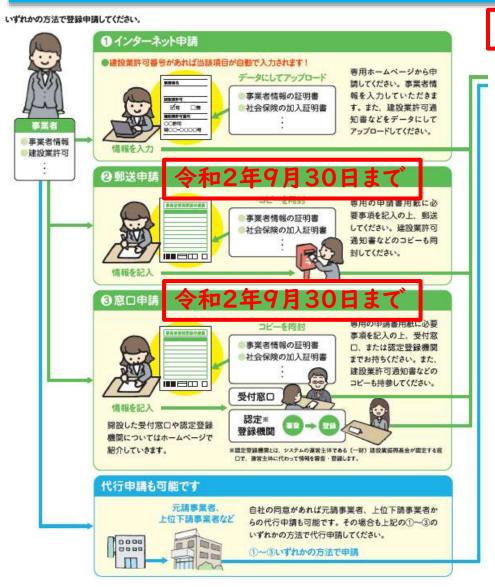
ログインID及び初期パスワード、セキュリティコードを使用して パスワードを変更し、システムにログイン

変更申請にて登録責任者のメールアドレスを行政書十から事業者 の担当職員のメールアドレスに変更

セキュリティコードを使用して、パスワードを事業者のみ知るパスワードに変更

事業者 I D、パスワードの取得

出典 https://ccus.jp



#### 令和2年10月1日から新料金へ

事業者登録料(5年ごと)

資本金	新料金	現行料金
一人親方	変更なし	0円
一人親方以外の個人事業主	6,000円	3,000円
500 万円未満	6,000円	3,000円
500 万円以上 1,000 万円未満	12,000円	6,000円
1,000 万円以上 2,000 万円未満	24,000円	12,000円
2,000 万円以上 5,000 万円未満	48,000円	24,000円
5,000 万円以上 1 億円未満	60,000円	30,000円
1 億円以上 3 億円未満	120,000円	60,000円
3 億円以上 10 億円未満	240,000円	120,000円
10 億円以上 50 億円未満	480,000円	240,000円
50 億円以上 100 億円未満	600,000円	300,000円
100 億円以上 500 億円未満	1,200,000円	600,000円
500 億円以上	2,400,000円	1,200,000円

② 管理者 ID 利用料 (1年ごと)

	新料金	現行料金
1 ID あたり	11,400円	2,400円

- ※ 10 月以降に新規申し込みを行う方又は 10 月以降に CCUS から更新のご案内を送付させていただいた方が新料金の対象となります。
- ※ 一人親方は、現行の1IDあたり2,400円に据え置き、変更はありません。

事業者登録は郵送申請、窓口申請が廃止され、インターネット申請のみとなりました。

出典 https://ccus.jp

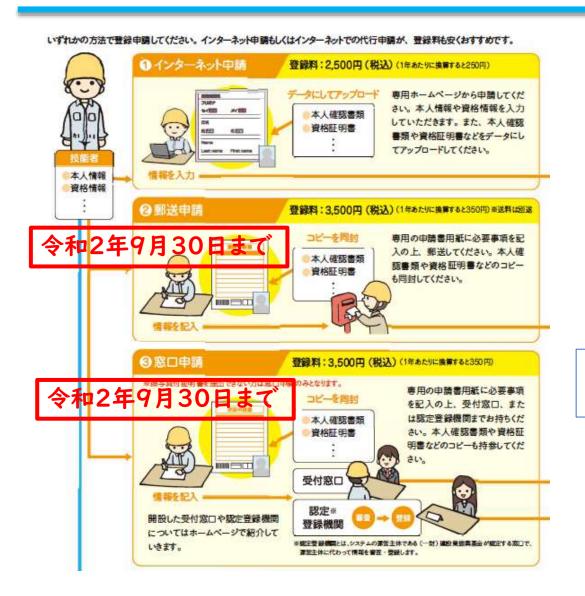


#### 建設キャリアアップシステム認定登録機関リスト

2024年10月10日 更新

北海道						
役割	名 称	住 所	電話	н Р	受付時間	備考
認定登録機関	北海道行政書士会	札幌市中央区北1条西10丁目1-6 北海道行政書士会館	011-221-1221		9:30-16:30	12時~13時の時間帯は不在。 夏期冬季期間は休み。※要予約

出典 https://ccus.jp





技能者申請は郵送申請、窓口申請が廃止され、インターネット申請もしくは、インターネットでの代行申請のみとなりました。

出典 https://ccus.jp

#### 認定登録機関持ち込み専用の申請書の入手方法

NEW!事業者登録・技能者登録の申請書(認定登録機関持ち込み専用)がダウンロードできます。

※以下のURLをクリックすると、申請書と提出用封筒のラベルがダウンロードできます。

申請書を印刷する際には、必ず「片面印刷」でお願いいたします。

※技能者登録の登録料払込票は、認定登録機関にて受け取り、お支払いください。

事業者登録の登録料は、審査完了後に郵送にて請求されます。(一人親方(登録料無料)除く)

事業者情報登録申請書→https://www.ccus.jp/attachments/show/620f2742-5878-419a-a2de-45786fabc59e

事業者申請提出用封筒ラベル→https://www.ccus.jp/attachments/show/620c6650-7454-40c2-a8cb-36ee6fabc59e

技能者情報登録申請書→https://www.ccus.ip/attachments/show/620e0db6-6808-4dda-8f3d-99336fabc59e

技能者申請提出用封筒ラベル→https://www.ccus.jp/attachments/show/620c66d7-5f54-420d-8c57-36306fabc59e

### 5. 代行業務の進め方一1

- 1. 事前ヒヤリング・情報提示
  - ・ 建設業許可の有無、技能者人数、スケジュール確認
  - ・ 登録担当者の有無の確認
  - ・ 必要書類、入力項目の概要の提示

※ 別紙:提案資料のひな形を参照願います

- 2. 費用・スケジュール提示
  - 登録費用、手数料等の提示
  - ・ 詳細スケジュールの提示
- 3. 委任契約締結
  - CCUSの登録には委任状は不要なため、委任契約書等の取り交わしにて対応
  - ・ 大量の個人情報を取り扱うため、契約書に明記するか同意書等にて対応
- 4. 必要書類、情報の提示
  - 必要書類一覧の提示(別紙:必要書類一覧を参照願います)
  - ・ 入力項目一覧の提示(別紙:登録情報聞き取り票を参照願います)
- 5. 事業者登録
  - システム登録
  - 登録料支払い依頼
- 6. 技能者登録
  - ・ システム登録
  - 登録料支払い依頼

※ 行政書士は守秘義務がありますが、 「当事務所の個人情報保護方針(プライバシーポリシー)、情報セキュリティ方針に 従って、情報を適切に取り扱います」等、個 人情報に対する対策を明確化したほうが よいと考えます。

### 5. 代行業務の進め方-2

#### スケージュール提示例



- ・ 事業者登録完了までに3週間程度の期間を要するので、その間に技能者登録の準備を進めます
- ・ 事業者登録が完了しなければ、技能者の登録作業は開始できません
- 技能者登録にあたっては、本人確認資料・同意書等が必要となります。事前に技能者の皆様へ、建設キャリアアップシステム導入の目的・意義等をお伝えすることが望ましいと考えます

事

前

進

備

登

録

申

請

申

請

後

の処

理

出典 https://ccus.jp

#### <事業者登録>

インターネット申請の流れ

まず、登録責任者を 選任します。支払い の依頼メールや事業 者 I Dの通知メール が届きます。

私が管理します。



どの部分を代行するのか、事業 者登録責任者との役割分担を事 前に明確化しておきます。 行政書士/事業者

 Section2

 事業者確認書類の準備

 申請用ログインIDの取得

 Section3

 個人情報取り扱い同意

 登録申請内容の入力

 申請

 Section5

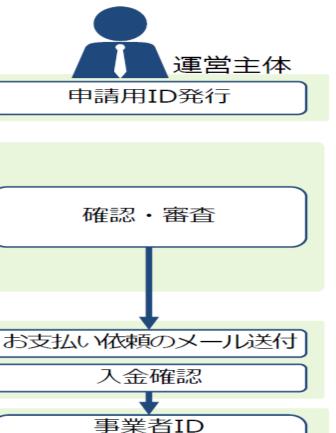
 お支払い依頼のメール

事業者ID 管理者ID

事業者登録料のお支払い

通知

**CCUS** 



管理者ID

通知

出典 https://ccus.jp

#### 事業者確認書類の準備 事業者証明書類

事業者情報の登録申請時は、申請内容を証明するため、各種確認書類が必要です。添付する書類は、大きく分けて、事業者証明書類と社会保険等の加入証明書類があります。

#### 事業者証明書類の提出書類

- ■建設業許可がある場合
  - ・建設業許可証明書、または建設業許可通知書
  - ※建設業許可番号から、資本金などの建設業許可データを参照します。
- ■建設業許可がない場合

#### □ 法人

- ・事業税の確定申告書、または納税証明書+履歴事項全部証明書 ※事業者証明書類は、資本金が確認できるものをご準備いただきます。
  - □ 個人事業主(一人親方)
- 納税証明書、または所得税の確定申告書、または個人事業の開始届

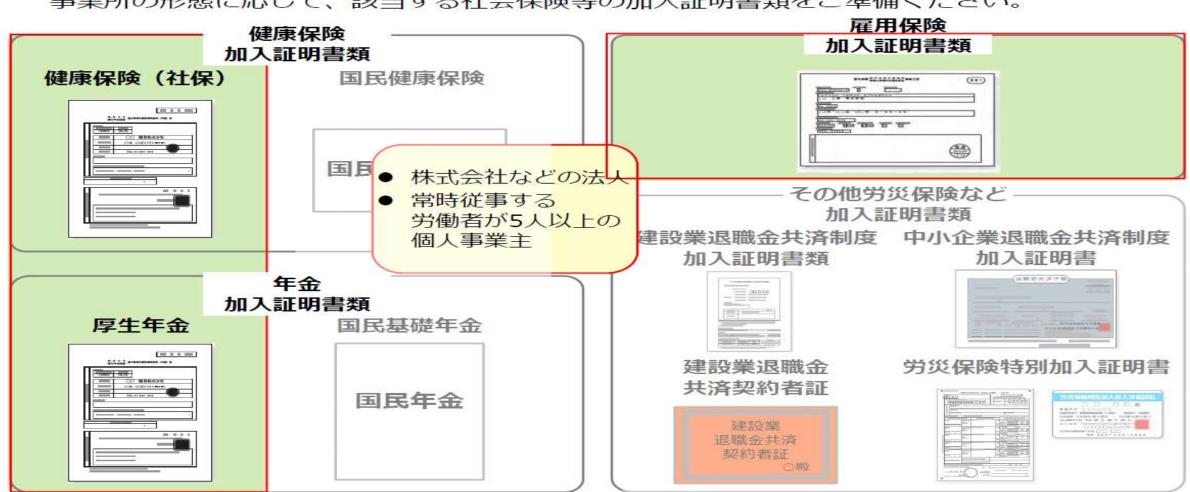
建設業許可がある場合は、システムへの入力項目が削減されます。

事業者様に準備していただく書 類が沢山あるため、一覧表等を 作成して提示して下さい。

#### ■ 社会保険等の加入証明書類

出典 https://ccus.jp

事業所の形態に応じて、該当する社会保険等の加入証明書類をご準備ください。



#### 書類の電子化

出典 https://ccus.jp

ご準備いただいた書類は、登録申請の際に<u>JPGファイル形式</u>の電子ファイルとして添付し、 送信します。



スキャナー、デジカメ、画像編集 ソフトの取扱いに慣れておくとよ い。





コンビニエンスストア など \_



- PDF⇒JPG
- ・画像の切り取り、回転、サイ ズ変更



- 電子化したファイルが正しく画像を読み取れることを確認してください。
- ファイル名を分かりやすい名前に変更し、保存してください。
- 書類の内容を示すファイル名に変更することで、書類を添付する際、スムーズ にファイルを選択できます。

### インターネット申請に必要なもの

- 1.インターネットへ接続可能なPC/スマホ/タブレット
  - ・ セキュリティ対策としてウイルス対策ソフトは必須
- 2.スキャナー・複合機、デジタルカメラ、スマホ
  - ・ お客様が全てデジタル化する場合は不要
- 3.画像編集ソフト
  - ・ 普段から使いなれているもの
- 4.外部記憶媒体(USBメモリ/外付けHDD/SDカード)
  - ・ お客様から画像データを受領するために使用
  - ・ メールでのデーター受領は、個人情報以外のものとする
  - ・ 個人情報のため、自分のPCヘデータを保存せず、必要に応じてPC等へ接続
  - 登録完了後はデータを消去すること

出典 https://ccus.jp

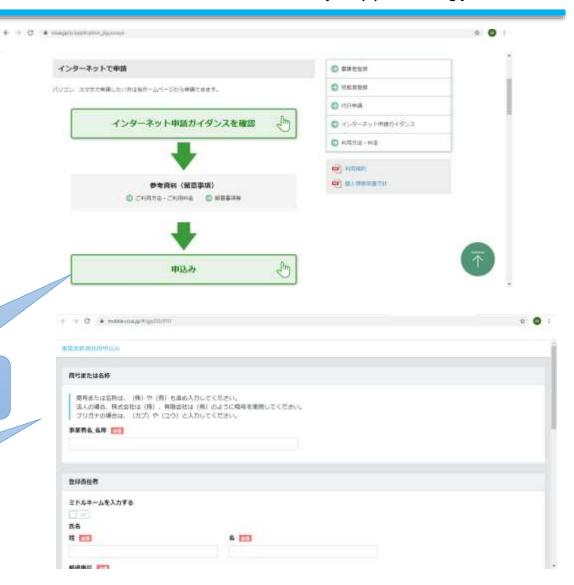
最初に申請用のログインIDを取得する必要があります。



①「事業者」を選択

②「インターネットで申 請」⇒「申込み」を選択

③事業者新規利用申し 込みフォームが表示され ます



出典 https://ccus.jp

#### 事業者新規登録申請用ログインID・パスワードのお知らせメール

【建設キャリアアップシステム】事業者新規登録申請用ログインID・パスワードのお知らせ

建設キャリアアップシステム <ccusinfo@smail.ccus.jp>

(株)〇〇△△建設 御中

建設キャリアアップシステムの事業者情報新規登録の申請を受け付けました。 申請ログインID・申請用パスワードの発行をしましたので 申請用ログインURLよりログインのうえ、お手続きをすすめてください。 登録した「事業者登録責任 者」のメールアドレスにお知らせメールが送信されます。 ここで通知されるのは、申請ログインIDであり、事業者 IDではありません。

【申請ログインID】

#500%16-K088452m

[申請用ログインURL] を使って ログインページを開きます。

【申請用パスワード】※初回ログイン時に変更お手続きが必要となり

44CCCSPL SyrOnavill

【申請用ログインURL】

https://www.xxx.jp/xxx.xxx/xxx.html

【日付】

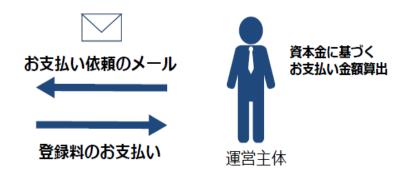
PRINCIPLIFICATION

出典 https://ccus.jp

#### 申請登録の詳細な手順は、建設キャリアアップシステムの「インターネット申請ガイダンス」を参照願います。

#### 事業者登録料のお支払いについて

登録申請完了後、運営主体では、事業者の資本金を確認して事業者登録料を算出します。お支払い方法は、登録料に応じて異なります。

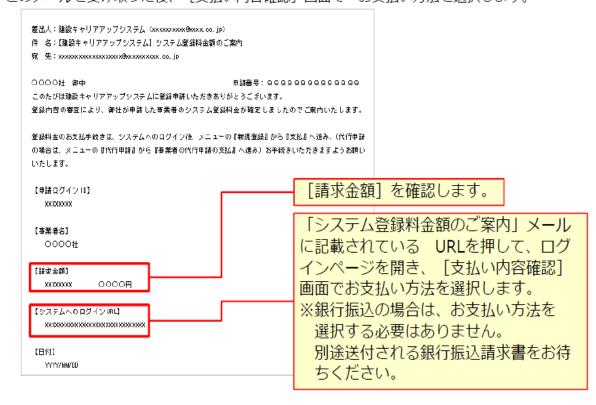


資本金	事業者登録料	お支払い方法
500万円未満~1億円未満	3,000円~30,000円	クレジットカード、ゆうちょ払込または コンビニ払込 ※ゆうちょ・コンビニ兼用払込票が別途 送付されます。
1億円以上	60,000円~1,200,000円	銀行振込 ※銀行振込請求書が別途送付されます。
個人事業主	3,000円	クレジットカード、ゆうちょ払込または コンビニ払込 ※ゆうちょ・コンビニ兼用払込票が別途 送付されます。

#### 「システム登録料金額のご案内」メール

「システム登録料金額のご案内」メールには、登録申請時に入力した資本金によって決定した金額が記載されます。

このメールを受け取った後、 [支払い内容確認] 画面で お支払い方法を選択します。



出典 https://ccus.jp

運営主体

#### 事業者ID・管理者ID通知

事業者情報の登録申請が完了し、事業者<u>登録料のお支払</u>いをいただくと、事業者IDが事業者の登録責任者のメールアドレス宛てに通知されます。また、システムにログインするためのID、および初期パスワードが登録責任者に<u>通知</u>されます。

通知された事業者ID/管理者 IDにて、技能者の代行申請が可 能となります。



事業者ID、管理者ID(登録責任者)、 パスワード(初期)など



セキュリティコード







#### メールが届かない場合

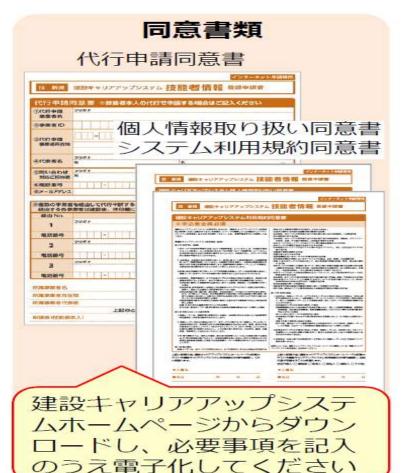
- 迷惑メールフォルダに、運営主体からのメール( @smail.ccus.jp)が振り分けられていないかご確認ください。スマートフォンや携帯メールアドレスをご登録の方は、当該メールアドレスからの受信を許可するよう設定してください。
- メールアドレスが無効な場合は圧着ハガキが登録住所に送付されます。

#### 出典 https://ccus.jp

#### 事前準備 <技能者代行登録>

インターネット代行申請を開始する前に、必要書類をすべてご準備ください。

ださい。





#### 一括取り込みデータ (任意)



ホームページからエクセル ファイルをダウンロードし 、申請者の登録申請内容を 入力してください。

#### <カード用写真の注意点>

- デジタルカメラやスマートフォンで撮影 する場合、サイズが小さくなりすぎない よう、鮮明に撮影したものを提出してく ださい。
- 画像のサイズは294×378ピクセルにします。
- 画像アップロードの際にトリミング(画 像編集)ができます。

#### 適切な写真の例

- 6ヶ月以内に撮影したもの。
- 正面、無帽、無背景のもの。



#### 不適切な写真の例

- 帽子やマスクを着用している。
- 顔に影ができている。
- サングラスや色付眼鏡をかけている。







出典 https://ccus.jp

#### 事前準備 <技能者代行登録>

インターネット代行申請を開始する前に、必要書類をすべてご準備ください。



登録申請内容を証明するための添付資料を、申請者から受け取り、JPG形式にしてください。

①本人確認書類 <下記いずれか1点>

個人番号(マイナンバー)カード/運転免許証

<下記いずれか2点>

パスポートに加えて、現住所が確認できる書類1点

住民票/健康保険被保険者証/年金手帳・ねんきん定期便

雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(被保険者通知用)/印鑑登録証明書

特別永住者証明書/在留カード

②通称名証明書類 住民票など

③外国籍証明書類 <下記いずれか1点>

在留カード/特別永住者証明書/住民票(国籍・在留資格・在留期間明記)

④加入社会保険等証明書類

(健康保険) 健康保険被保険者証

(年金保険) 厚生年金等加入証明書

(年金保険) 健康保険·厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書

(雇用保険) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(被保険者通知用)

(建退共) 建設業退職金共済手帳

(中退共) 中小企業退職金共済手帳

(特別労災) 労働者災害補償保険特別加入申請書

(特別労災) 労災保険特別加入 加入証

⑤主任技術者になるために必要な学歴を証明する書類

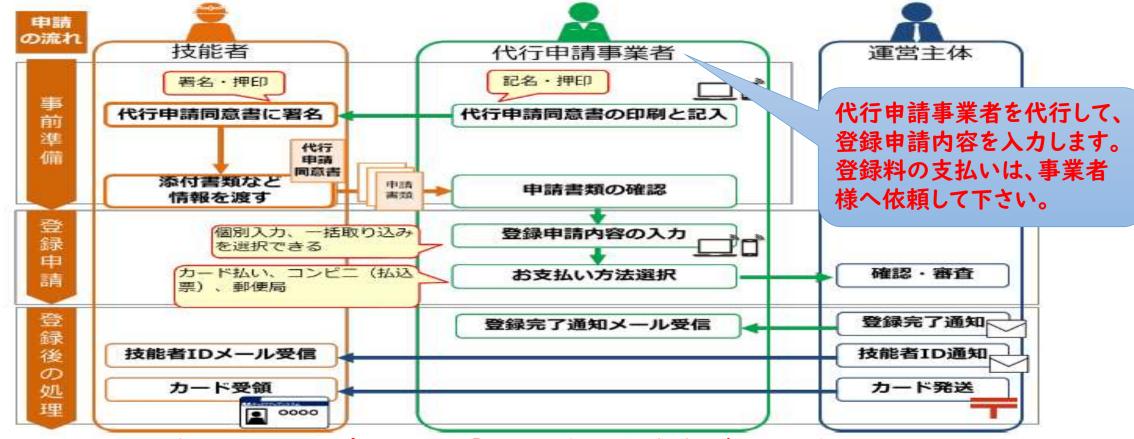
卒業証明書 (原本)

- ⑥愛録基幹技能者証明書類
- ②保有資格証明書類
- ⑥研修受講証明書類
- ※上記「/」は「または」を意味します。
- ※文字が読み取れるよう電子データ化します。
- ※有効期限がある証明書類等は、有効期限内のもの提出します。
- ※本人以外の氏名などが記載されている場合は、必ずマスキング(消し)します。

出典 https://ccus.jp

#### インターネット代行申請の流れ

インターネット代行申請は、代行申請事業者が建設キャリアアップシステムホームページから直接入力し、登録申請する方法です。



申請登録の詳細な手順は、建設キャリアアップシステムの「インターネット申請ガイダンス」を参照願います。

出典 https://ccus.jp



### 事業者登録の更新



- CCUSの運用開始から2024年3月末で5年となり、順次事業者登録の更新時期(5年間)が到来
- 更新手続き は<u>有効期限6か月前から開始可能</u> (案内メール ☑ が届きます)
- <u>期限の1か月前までに更新手続きの申し込み</u>を完了してください



### 7. 市場規模等

出典 政府統計 https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003126325

表	表章項目	就業者数【人】~	難の許可形態・	A至2554日A11 音十
表示項目選択		12:32	業就業者故	従業者数
選択	金田		3,011,621	2,837,413
>	4636363		140,945	138,201
	PERMIT		40,468	40,033
L	岩手県		34,820	34,588
レイアウ	宫城県		66,145	60,226
5	秋田県		24.695	24.092

北海道の建設業就業者数は2019年 度で14万人 北海道の建設業許可業者数は令和 5年末で19,477業者



技能者•事業者登録数(都道府県別)

2024/7/31

技能者 (現住所)

No	都道府県	技能者登録数		
		(累計)		
合計		1,486,672		
1	北海道	77,475		

事業者 (所在地)

No	都道府県	事業者登録数 (累計)			
				一人親方除く	
合計		271,752		179,292	
1	北海道		10,959	8,221	

CCUSの北海道の登録数は、事業者、 技能者とも進んでいない状況であり、 提案しだいでは代行業務の受託の チャンスは大きいと考えます

# 8. 他システムとの連携-1

出典 https://ccus.jp

別表

CCUS と民間システムとの連携 (API 連携) 一覧

AP連携システム名	ベンダー名	連携している機能			
		就業績招門有報		加生工不利用青草层	施工体制技能習情報
		API→CCUS	入退場管理デバイス	API→CCUS	API→CCUS
EasyPass	アートサービス	0	CCUSカード読取		
WIZDOM	アウトソーシングテクノロジー	0	CCUSカード読取 QRコード読取		
Buildee	リバスタ	0	CCUSカード読取 端末画面入力 顔認証(専用機器、スマホ)	0	0
ウィズワーク	ココハマシステムズ	0	CCUSカード統取 ICカード読取 (専門機器)	0	0
建設現場顔認証入退管理サービス	日本電気	0	顔認証(スマホ+GPS機能)		
グリーンサイト	MCデータプラス	0	CCUSカード誘取 端末画面入力 QRコード誘取 級認証(専用機器、スマホ+GPS機能)	0	0
キャリアリンク	コムテックス	0	CCUSカード誘取 端末画面入力 電話楽電 頻認証(スマホ)	0	0
Kizuku	コムテックス	0	CCUSカード読取 端末画面入力 電話梁電 スマ水(入退場ポタン押下)		
Greenfile. work	シェルフィー	0	CCUS力一ド記を取り 作品を発達	0	0
ANDPAD	アンドパッド	0	スマホ(ス退場ボタン押下+GPS機能)	0	0
SACS	サコス	0	CCUSカード続取 ArU-code誘取 カメレオンコード読取		0
Ami-T サーモ出源動管理	アドバンスト・メディア	0	在實在形在在 ( 2年 FT NAME )		
POWERWORK DX	WINNERS	0	端末画商入力 スマホ (RFID続取)	0	0
AIZE Biz	トリプルアイズ	0	<b>終記録 (専用機器、スマホ)</b>		
1-Touch(ワンタッチ)	FIRST	0	スマホ(入退場ポタン押下+GPS機能)	0	0
Face Pass Cam	ダックビル	0	点質品記書正 (写写 FFI 标集合等)	0	0

※施工体制情報・施工体制技能者情報を CCUS と連携していない API 連携システムを利用する場合、別途 CCUS 上で施工体制登録・施工体制技能者登録等を行うことにより、就業履歴に職種と立場の情報が付加され、能力評価に有効な就業履歴として CCUS に登録されることになります。

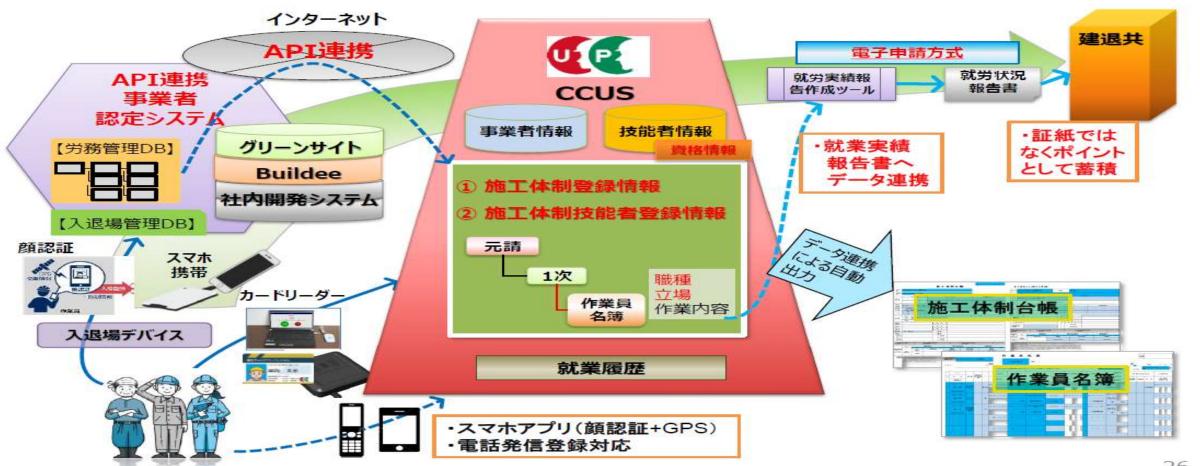
# 8. 他システムとの連携-2

出典 https://ccus.jp



### CCUSを取り巻く情報連携イメージ





本資料および提案資料ひな形等のダウンロードは次のURLから可能です。

https://officemasami.com/otarushibu-20241122